

日常業務確認調査の結果を踏まえた改善点

<課題>	<対応>
適切かつ実効性のある標準作業書の整備・運用の徹底	
標準作業書が、 1) 検査方法告示のまま 2) 検査方法告示に準じていない 3) 実効性がない	・標準作業書は、すべての検査員が同様の方法、かつ同等の精度で検査結果が出せるよう、具体的な操作手順、器具の使用方法を記載した実効性のあるものを整備する。 ・水質検査部門管理者等は、水質検査が標準作業書に基づき適切に実施されていることを確認すべき。
分析機器、試薬類及び標準物質の適切な管理	
分析機器の点検内容が良否のみにより判断・記録する項目のみ。	・機器の稼働や感度等の状態に関連する数値記録をとり、中長期的な経時変化を把握するなど、日常点検等を充実させる。
試薬容器への記入事項が不足、管理簿を整備していない。	・試薬には、調整日、濃度、保管条件等、標準原液には購入日、開封日、保管条件等の必要事項を記入、管理簿にて使用量も含めた管理を行うことが望ましい。
検査結果のチェック体制の充実 内部・外部精度管理結果の検査体制へのフィードバックと是正処置の適切な取組 知識の蓄積と意識の向上を目的とする教育訓練の実施	
(精度管理結果不良等に対する)是正処置の取組が不十分である、また取組があっても記録や情報提供が不十分。	・精度不良に対する是正処置は、検査の品質の確保、向上という面から実施後まもなく効果を確認する。 ・部門管理者は是正処置の実施内容を十分に理解のうえ、検査部門は適切な標準作業書の更新や教育訓練を実施、信頼性確保部門は精度管理の計画策定等に反映。

日常業務確認調査の実施にあたり、参考とされたい。

※平成 24 年度調査結果による